市長表彰の選考基準等について

1 選考基準

(1)表彰対象の期間

市長表彰の対象期間は該当年の1月~12月とする。ただし、中学校3年生で、 令和7年1月以降に大会等で成果をあげたものについては、個別で年度内に表彰を 行うこととする。また、期間内で何回該当しても表彰は1回のみとする。

(2) 選考対象

ア 出場(参加)人数(チーム数)については、以下の人数(チーム数)を目安と する。ただし、教育委員会での審査において、特に必要と認める場合は、この限 りでない。

なお、<u>予選を通過した後の、本選での人数及びチーム数</u>とする(低学年部門、 高学年部門等、自分の出場する部門ごとの人数及びチーム数)。

	個人	団体
県大会	16人以上	8チーム以上
関東大会	32人以上	16チーム以上
全国大会	32人以上	16チーム以上

- イ 関東大会、全国大会、国際大会においては予選があることを原則とする。
- ウ 誰もが参加できる大会、コンテスト等であることを原則とする。ある一部団体 等で行われる大会、コンテスト等は認めない。

(3)体育的活動について

ア 大会については、文部科学省、各県教育委員会等公的機関や非営利法人(中間的法人を除く)の主催、共催、または後援行事とし、流山市教育委員会が認めるものとする。

千葉県大会・・・第1位(全国大会予選を含む)

関東大会・・・第3位以内(全国大会予選を含む)

全国大会 · · · 第6位以内 国際大会 · · · 第8位以内

- イ 大会の目的及び教育的価値(その賞が他の児童生徒への模範となる等)が高い ものであること。
- ウ 受賞の対象は以下のとおりとする。

	<u>XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</u>			
No.	表彰種別	対 象		
1	個人表彰	市立小中学校児童・生徒で <u>個人として</u> 、選考基準を満たした場合。学校外の社会団体、クラブ等在籍であっても可。		
2	団体表彰	市立小中学校児童・生徒が <u>流山市を本拠地に活動する団体</u> に 所属し、 <u>チームとして</u> 、選考基準を満たした場合。		
3	特別表彰	市立小中学校児童・生徒が <u>他市の団体</u> に所属し、 <u>チームとして</u> 、選考基準を満たした場合。		

工 留意点

- (ア) 陸上、水泳等のリレーは個人表彰とする。
- (イ) 東葛駅伝の優勝は団体表彰の対象とする。
- (ウ) 単年度に複数回開催される同一の大会については表彰の対象としない。
- (エ) 各年での受賞は1人1表彰とする(例:個人で2部門受賞、個人と団体で受賞等はできない)。
- (オ)教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。
- (カ) 団体表彰については、構成メンバー全ての者の確認が必要となる。
- (キ)構成メンバーが複数の学校に在籍する場合、自校の児童・生徒だけでなく、 他の構成メンバーの在籍する学校・学年・氏名を確認して、メンバー表を添付 すること。 ※それぞれの学校で必ず申請してください。

(3) 文化的活動について

- ア 体育的活動の選考基準に準ずる。
- イ 千葉県を単位とするコンクール
 - (ア) 最優秀のもの(1位相当)のみ
 - (イ)特別賞のみの場合は、特別賞の中で最高の賞を該当とする。
 - 例) 知事賞、教育長賞であれば、知事賞のみ
- ウ 関東、全国を単位とするコンクール

関東は3位相当以内、全国は6位相当以内を対象とする。入賞者の人数は、関東3名、全国6名を基準に受賞者を決定する。

- 例) 金賞1名、銀賞3名、銅賞5名などの場合 関東の場合…金賞1名、銀賞3名が対象 全国の場合…金賞1名、銀賞3名、銅賞5名が対象
- エ 教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 表彰方法 表彰の方法は以下のとおりとする。

No.	表彰種別	方 法	
1	個人表彰	個人が表彰(賞状、記念品)を受ける。	
2	団体表彰	団体の代表者が表彰を受ける。 ※賞状(団体、個人)、記念品(個人) ※学校が受賞した場合も同様	
3	特別表彰	個人が表彰(賞状、記念品)を受ける。 ※但し、同じ大会で複数の受賞者がいる場合は、代表者が表 彰を受ける。	

3 その他

12月31日までに実施された各大会、コンクールの入賞発表が1月以降にあった場合は、1月9日(木)までは教育委員会で受け付け(※ただし、記念品発注の関係で間に合わない場合あり)、それ以降は原則、年度内に別途、表彰を行う。